

専門学校 久留米自動車工科大学校学則

専門学校 久留米自動車工科大学校学則

(昭和 51 年 4 月 1 日 制定)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本校は、教育基本法、学校教育法及びその他の教育に関する諸法令に基づき、高等学校教育の基礎の上に専門の知識・技能の教育を行い社会に有能な技術者を育成することを目的とする。

(名称)

第 2 条 本校は、専門学校 久留米自動車工科大学校と称する。

(位置)

第 3 条 本校は、福岡県八女郡広川町大字新代 1428 番地の 21 に置く。

第 2 章 課程・学科・修業年限・定員及び休業日

(課程・学科・修業年限・定員)

第 4 条 本校の課程、学科、修業年限及び定員は、次のとおりとする。

課 程 名	昼夜別	学 科 名	修業年限	入学定員	総定員
工業専門課程	昼	一級自動車工学科	4 年	25 名	100 名
		二級自動車工学科	2 年	75 名	150 名
		車体整備工学科	3 年	25 名	75 名
		合 計		125 名	325 名

(学年・学期)

第 5 条 本校の学年は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

2 本校の学期は、次のとおりとする。

前 期 4 月 1 日から 8 月 31 日まで

後 期 9 月 1 日から 3 月 31 日まで

3 校長は、前項に定める学期の開始日と終了日を臨時に変更することができる。

(休業日)

第 6 条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日・日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律で規定する日

(3) 夏季休業日 8 月 10 日から 9 月 10 日まで

(4) 冬季休業日 12 月 24 日から 1 月 7 日まで

(5) 春季休業日 3 月 21 日から 4 月 4 日まで

(6) 開校記念日 10 月 13 日

2 校長は、臨時に休業日を設け又は休業日を変更することができる。

第 2 章 教育課程、授業時数及び教職員組織

(教育課程及び授業時数)

第 7 条 本校の教育課程及び授業時数は、別表第 1 (一級自動車工学科)、別表第 2 (二級自動車工学科) 及び別表第 3 (車体整備工学科) のとおりとする。

2 別表第1、別表第2及び別表第3に定める授業時数の1単位時間は、50分とする。

(始業・終業)

第8条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

(1) 始業 9時

(2) 終業 16時30分

(教職員組織)

第9条 本校に別表第4のとおり教職員を置く。

2 校長は校務を掌り、所属職員を監督する。

3 前項以外の教職員は、職務に応じてそれぞれの校務を掌る。

第4章 入学・休学・退学等

(入学資格)

第10条 本校の入学資格は、高等学校若しくは中等教育学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は学校教育法施行規則第183条に該当する者とする。

(入学時期)

第11条 本校の入学時期は4月とする。

(入学手続・許可)

第12条 入学手続は次のとおりとする。

(1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載し別表第5に定める入学検定料を添えて指定期日までに出席しなければならない。

(2) 前号の手続を終了した者に対して、入学試験を行い入学者を決定する。

(3) 本校に入学を許可された者は、指定の期日までに保護者又は保証人が署名のうえ所定の誓約書その他本校が指定する書類を提出し、入学手続を取らなければならない。

(4) 前号に規定する保護者又は保証人は、次の資格を有する者でなければならない。ただし、校長において不適と認めるときは、これを変更させることができる。

ア 本人の父母（兄弟・姉妹）後見人又は縁故者

イ 成年者で独立の生計を営む者

(5) 保護者又は保証人を変更し、又は保護者・保証人の氏名・住所等に変動があったときは直ちに校長に届出なければならない。

(休学・復学)

第13条 学生が疾病その他やむを得ない事由により休学する場合は、医師の診断書又は事由書を添え、保護者又は保証人が署名して校長の許可を受けなければならない。

2 前項の者が復学しようとする場合は、その事由を記し保護者又は保証人が署名して校長の許可を受けなければならない。

(退学)

第14条 願により退学しようとする者は、その事由を記し、保護者又は保証人が署名して校長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第15条 死亡又は行方不明の者は、除籍する。

第5章 授業の履修の方法及び学習の評価

(授業の履修の方法)

第16条 本校において授業の履修の方法は、別に定める。

(科目等履修生)

第 17 条 本校において開設する授業科目に対し、本校学生以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り、選考のうえ科目等履修生として当該科目の履修を許可することができる。

(学生の成績評価)

第 18 条 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況を総合的に勘案して行う。

第 6 章 課程修了の認定・卒業・修了・進級及び称号の付与

(課程修了の認定・卒業・修了・進級)

第 19 条 第 18 条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。

2 所定の修業年限以上在学し、課程を修了したと認めた者には、卒業・修了証書を授与する。

3 一級自動車工学科に於いて 2 年から 3 年への進級は、二級ガソリン及び二級ジーゼル自動車整備士試験に合格し、且つ 3 年進級 6 ヶ月以内に合格証書の交付を受けられる者とする。

(称号の付与)

第 20 条 前条により、一級自動車工学科を卒業した者には、高度専門士（工業専門課程）の称号（平成 29 年 2 月 28 日新規告示）を、二級自動車工学科を卒業した者には、専門士（工業専門課程）の称号（平成 29 年 2 月 28 日変更告示）を、車体整備工学科を卒業した者には、専門士（工業専門課程）の称号（平成 29 年 2 月 28 日新規告示）を付与する。

第 7 章 転学科・編入学

第 21 条 転学科並びに編入学については、別に定める。

第 8 章 賞罰

(表彰)

第 22 条 学生として表彰に価する行為があったときは、校長は議を経て表彰する。

(懲戒処分)

第 23 条 校長は、本校の規則に違反し、本校の学生の本分に反する行為があった場合等において、教育上必要と認められる場合には、学生に対し懲戒を加えることができる。

2 懲戒の種類は、訓告、停学、退学とする。

3 退学は次の各号に該当する場合にこれを命じる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で卒業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなく出席が常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 9 章 教育の評価・教育法研究等

(資料の作成及び収集)

第 24 条 工学部部長等は、学生教育の準備・実施及び成果について分析検討し、次年度の学生教育のための資料を作成するとともに、教育に必要な資料を収集するものとする。

(学年の総合評価)

第 25 条 工学部部長等は、学年の教育終了後、年間の目標達成状況を主体として学年の総合評

価（教育成果の概要、科目ごとの成果及び問題点、対策）を作成し管理職会議に諮るものとする。

（教育視察等）

第 26 条 校長及び校長により指名された者は、教育の実施を把握し、教育を担当する教師に所要の指導監督、勧告又は助言を行い、将来の施策のための資料を得るために教育視察を行う。

また、教育内容及び教育法の改善向上を図るために、教育観察を行う。

2 指名により教育視察・教育観察を実施したものは、その結果を校長に報告するものとする。

（学生の所感）

第 27 条 学年の終了時、事後の教育に資するため学生の所感を得るものとする。

（追跡調査）

第 28 条 事後の学生教育に資するため、企業訪問等を活用し、追跡調査を実施するものとする。

（自己点検・評価）

第 29 条 教育水準の向上を図り、学校の目的及び社会的使命を達成するため、適切な項目を設定し適当な体制を整えて、教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

（教育法研究会）

第 30 条 教育技法の向上及び教材の創意工夫のため年 1 回又は 2 回教育法研究会を実施するものとする。

第 10 章 入学金・授業料等及びその他

（入学金）

第 31 条 本校に入学を許可された者は、入学金を納入しなければならない。

2 入学金は別表第 5 のとおりとする。入学金の納入時期及び納入方法については学費等納入金規程に、入学金の減免については授業料等減免規程にこれを定める。ただし、一級自動車工学科又は車体整備工学科に編入学する者で、当該年本校卒業者については、入学金を免除する。

（授業料等）

第 32 条 学生は、在学期間授業料等を納入しなければならない。

2 授業料等は、別表第 5 のとおりとする。授業料等の納入時期及び納入方法については学費等納入金規程に、授業料の減免については授業料等減免規程にこれを定める。

3 休学中といえども授業料を納入しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると認めた場合は、願い出によって免除することがある。

4 授業料等の納付を怠り、催促しても納入しない者に対して、校長は退学を命ずる。

（健康診断）

第 33 条 健康診断は毎年 1 回、年度の行事表に定めるところにより実施する。

第 11 章 奨学・育英

（奨学）

第 34 条 本校において人物・学業共に優秀な学生に対して、校長は選考委員会の議を経て選考のうえ、理事長の承認を得て特待生として授業料等の一部を補助することがある。

2 その他特別の事情がある場合は、理事長の承認を得て授業料等の一部を補助することがある。

3 奨学について、必要な事項は奨学・育英規程に定める。

(育英)

第 35 条 校長は、学生に対して育英上必要があると認めるとき、又は特別の事情があると認めるときは、理事長の承認を得て授業料等の一部を補助することがある。

2 育英について、必要な事項は奨学・育英規程に定める。

第 12 章 後援会

(後援会)

第 36 条 学校教育と地域社会の要請との調和を図り、育英の実をあげるため後援会を設ける。

(運営)

第 37 条 後援会の運営は別に定める後援会会則による。

附 則

1 この学則の施行に関し必要な事項は別に定める。

2 この学則は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

(自動車整備専攻科及び自動車工業科を自動車工業科に学科名変更)

(教職員の改正)(入学金、授業料等の改正)

附 則

この学則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

(教育課程及び授業時数の改正)(教職員の改正)(入学金、授業料等の改正)

附 則

この学則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

(自動車工業科入学定員 120 名を 160 名に改正)(入学金、授業料等の改正)

附 則

この学則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

(教職員の改正)(入学金、授業料等の改正)

附 則

この学則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

(自動車工業科入学定員 160 名を 200 名に改正)

(教職員の改正)(入学金、授業料等の改正)

附 則

この学則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

(建築工学科増設 入学定員 80 名)(自動車工業科を自動車工学科に改正)

(第 1 条 目的 改正)(教育課程及び授業時数の新設)(教職員の改正)

(入学金、授業料等の新設)

附 則

この学則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

(建築工学科の教育課程及び授業時数の改正)(入学金、授業料等の改正)

附 則

この学則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

(久留米建設機械専門学校を久留米工業技術専門学校に校名変更)(情報処理工学科増設 入学定員 80 名)(教育課程及び授業時数の新設)(教職員の改正)(入学金、授業料等の改正)

附 則

この学則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

(学則の条文の一部改正) (情報処理工学科の定員 80 名を 40 名に改正)
(情報処理工学科の教育課程及び授業時数の改正)
(自動車工学科の教育課程及び授業時数の改正) (入学金、授業料等の改正)
(教職員の改正、学級編成の改正)

附 則

この学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

(入学金、授業料等の改正)

附 則

この学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

(入学金、施設費、実験実習費、教育充実費の改正)

附 則

この学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

(学科の廃止 (建築工学科の廃止) 納入金規程の制定、学生寮設置の明記、附帯教育 (別科) の明記、別科の設置による教員組織 (別表第 2、第 5) の変更、工業専門課程の学級編成 (別表第 4) の変更、自動車工学科の教育課程及び授業時数 (別表第 1) の変更)

附 則

この学則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

(授業料、施設費の改正)

附 則

この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

(入学金、施設費、授業料の改正、学期の呼称訂正、条文中連署を署名へ訂正、特待生制度の新設、時間数等の変更、別表第 1 の変更、教職員の基準人員の変更、別表第 2・別表第 5 の変更)

附 則

この学則は、平成 2 年 12 月 11 日から施行し、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。ただし、入学金・授業料等については、平成 3 年度入学者から適用する。

(始業、終業の改正) (入学金、授業料等の改正)

附 則

この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、入学金・授業料等については、平成 4 年度入学者から適用する。

(第 24 条 附帯教育表の改正) (施設費、授業料の改正)

附 則

1 この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の規定は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 情報処理工学科は、改正後の第 4 条の規定にかかわらず、平成 5 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

(学科名の変更) (休業日の改正) (終業時刻の改正) (懲戒処分の修正)

(第 24 条 附帯教育表の改正) (教育科目及び授業時数 (別表第 1) の変更)

(学級編成表 (別表第 4) の削除) (工業専門課程組織表 (別表第 5) の削除)

附 則

この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、入学金・授業料等については、平成 5 年度入学者から適用する。

(授業料・実験実習費の改正)

附 則

この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

(全文改正)

附 則

この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、入学金・授業料等については、平成 6 年度入学者から適用する。

(施設費・授業料の改正)

附 則

この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

(教育科目及び授業時数(別表第 2)の変更)

附 則

この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、入学金・授業料等については、平成 7 年度入学者から適用する。

(修了の認定・卒業の条文改正)(実験実習費の改正)

附 則

この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、専門士の称号の授与については、平成 6 年度卒業生から適用する。

(目的の改正)(休校日の改正)(カリキュラムの改正)(別表第 1、別表第 2 の改正)(第 4 章 入学・休学・退学及び卒業の改正)(修了の認定の改正)(卒業の改正)(転入学の新設)(第 5 章 授業科目の履修の方法及び学習の評価の新設)(第 6 章 課程修了の認定・卒業及び称号の授与の新設)(懲戒処分改正)(第 8 章 教育の評価・教育法研究会等の新設)(授業料等の改正)

附 則

この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、入学金・授業料等については、平成 8 年度入学者から適用する。

(実験実習費の改正、別表第 4 に教頭 1 名を加える)

附 則

この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、入学金・授業料等については、平成 9 年度入学者から適用する。

(補習料の追加)(別表第 2 の改正)

附 則

この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。ただし、校納金については、平成 10 年度入学者から適用する。

(車体整備専攻科新設に伴う関係諸条文の改正、情報システム科のコース制導入に伴うカリキュラムの改正、授業料の改正)

附 則

この学則は、平成 10 年 12 月 3 日から施行し、平成 11 年度入学者から適用する。

(授業料の改正)

附 則

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(情報システム科の廃止及び自己点検・評価の改正)

附 則

この学則は、平成 15 年 12 月 10 日から施行する。ただし、第 36 条第 3 項については、平成 15 年度後期の授業料から適用する。

(入学資格の改正、休学者の授業料の取扱いの改正)

附 則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(教習部が収益事業化のため附帯教育部分を削除)

附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(一級自動車工学科の新設に伴う所要の改正)

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(一級自動車工学科入学定員等の改正、カリキュラムの改正)

附 則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 20 条「称号の付与」については、平成 23 年 12 月 22 日から適用する。

(二級自動車工学科入学定員の改正、教育時間数の変更に伴う別表第 1 及び第 2 の改正、一級自動車工学科新規告示による改正)

附 則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(二級自動車工学科の教育時間数の変更に伴う別表第 2 の改正)

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

平成 27 年度の一級自動車工学科（旧 2 年制）1 年生（入学生）に限り、28 年度は一級自動車工学科（新 4 年制）の 4 年生に編入するものとする。

(校名変更、一級自動車工学科 4 年生への変更、車体整備専攻科の廃止並びに車体整備工学科新設及び二級自動車工学科の定員変更の改正)

附 則

1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、一級自動車工学科における高度専門士の付与及び車体整備工学科における専門士の付与は、平成 28 年度卒業生から適用する。

2 平成 29 年度の一級自動車工学科 4 年生については、改正後の学則別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(一級自動車工学科における高度専門士及び車体整備工学科における専門士の称号の付与、一級自動車工学科にかかるカリキュラムの改正、入学金及び授業料等の改正)

附 則

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(二級自動車工学科及び車体工学科の入学定員、総定員の改正、カリキュラムの改正)

附 則

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(学期、休業日の改正、入学金及び授業料等に規定する条文に減免規程を位置づけるための改正、教育課程及び授業時数の変更に伴う別表第 1、第 2、第 3 の改正)

附 則

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(学年・学期及び別表第 1、第 2、第 3 の改正)

附 則

この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 38 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(入学金・授業料等の改正、別表第 1、第 2、第 3 の改正、第 38 条の削除（学生寮の廃止）)

附 則

この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 7 年度入学者から適用する。

(別表第 1、第 2、第 3 の改正)

別表第 1

教育科目別時間配分表

一級自動車工学科

教 育 科 目		教 育 内 容		教 育 時 間				合計	
				1 年次	2 年次	3 年次	4 年次		
教 養	教 養	ビ ジ ネ ス マ ナ ー		33				45	
		企 業 研 究		12					
	小 計		45				45		
専 門 科 目	自 動 車 工 学	自動車の構造・性能	エ ン ジ ン 構 造	45				408	
			シ ャ シ 構 造	64					
			電 装 品 構 造	64					
			二 輪 自 動 車 構 造	33					
			自 動 車 新 技 術			36			
		自動車の力学・数学	自 動 車 の 力 学	33					
			自 動 車 の 数 学		33	16			
			電 気 ・ 電 子 理 論	電 気 工 学	13		16		
		材 料	自 動 車 材 料		13				
		燃 料 ・ 潤 滑 剤	燃 料 ・ 油 脂	13		16			
	図 面	製 図		13					
	自 動 車 整 備	エンジン又はモータ	ガソリンエンジン整備		33	36		419	
			ジーゼルエンジン整備		33	20			
			E V ・ H V 整 備		13				
		シ ャ シ	シ ャ シ 整 備		45	36			
			二 輪 整 備		13				
		電 装	電 装 整 備		33	36			
		故 障 原 因 探 求		20	36				
		電 子 制 御 装 置		13					
		総 合 診 断			20				
		環 境 保 全			16				
		安 全 管 理			16				
		機器の構造・取扱い	整 備 作 業 機 器			16			16
			測 定 機 器						
	検 査 機 器				16		36		
	自 動 車 検 査	検 査		20					
	自動車整備に関する法規	法 規		33	20		53		
	自 動 車 概 論					8	8		
	サービス・マネージメント					20	20		
小 計		265	315	352	28	960			
実 習	工 作 作 業	手 仕 上 げ 工 作				20		20	
		機 械 工 作							
	測 定 作 業	応 用 計 測				20		20	
	自動車整備作業	エンジン又はモータ	(点検・分解・組立・調整・検査)	585	529	648		1762	
		シ ャ シ	(点検・分解・組立・調整・検査)						
		電 装	(点検・分解・組立・調整・検査)						
		故 障 原 因 探 求							
	電 子 制 御 装 置								
	自動車検査作業				50	20		70	
	サービス・マネージメント					212	212		
小 計		585	579	708	212	2084			
実 務 実 習	体 験 実 習	自動車整備作業	自動車の点検整備				245	245	
			故 障 原 因 探 求						
			総 合 診 断						
実 務 実 習	評 価 実 習	自動車整備作業	自動車の点検整備				610	610	
			故 障 原 因 探 求						
			総 合 診 断						
	小 計					855	855		
合 計 専門科目＋実習				850	894	1060	1095	3899	
合 計 教養＋専門科目＋実習				895	894	1060	1095	3944	

別表第2

教育科目別時間配分表

二級自動車工学科

教 育 科 目		教 育 内 容		教育時間		合計
				1年次	2年次	
教 養	教 養	ビ ジ ネ ス マ ナ ー		33		45
		企 業 研 究		12		
	小 計		45		45	
専 門 科 目	自 動 車 工 学	自動車の構造・性能	エ ン ジ ン 構 造	45		560
			シ ャ シ 構 造	64		
			電 装 品 構 造	64		
			二 輪 自 動 車 構 造	33		
		自動車の力学・数学	自 動 車 の 力 学	33		
			自 動 車 の 数 学		33	
		電 気 ・ 電 子 理 論	電 気 工 学	13		
		材 料	自 動 車 材 料		13	
		燃 料 ・ 潤 滑 剤	燃 料 ・ 油 脂	13		
		図 面	製 図		13	
	自 動 車 整 備	エンジン又はモータ	ガソリンエンジン整備		33	
			ディーゼルエンジン整備		33	
			E V ・ H V 整 備		13	
			シ ャ シ 整 備		45	
		二 輪 整 備		13		
		電 装 整 備		33		
		故 障 原 因 探 求		20		
		電 子 制 御 装 置		13		
		自動車整備に関する法規	法 規		33	
	自動車検査	検 査		20	20	
	小 計		265	315	580	
	自 動 車 整 備 作 業	エンジン又はモータ	(点検・分解・組立・調整・検査)	585	529	1114
		シ ャ シ	(点検・分解・組立・調整・検査)			
		電 装	(点検・分解・組立・調整・検査)			
		故 障 原 因 探 求				
		電 子 制 御 装 置				
	自動車検査作業				50	50
	小 計		585	579	1164	
	合 計 専 門 科 目 + 実 習		850	894	1744	
合 計 教 養 + 専 門 科 目 + 実 習		895	894	1789		

別表第3

教育科目別時間配分表

車体整備工学科

教 育 科 目		教 育 内 容		教 育 時 間			合計	
				1 年次	2 年次	3 年次		
教養	教 養	ビ ジ ネ ス マ ナ ー	33			45		
		企 業 研 究	12					
	小 計		45			45		
専 門 科 目	自 動 車 工 学	自動車の構造・性能	エ ン ジ ン 構 造	45			324	
			シ ャ シ 構 造	64				
			電 装 品 構 造	64				
			二 輪 自 動 車 構 造	33				
		自動車の力学・数学	自 動 車 の 力 学	33				
			自 動 車 の 数 学		33			
		電気・電子理論	電 気 工 学	13				
			材 料		13			
	自 動 車 整 備	エ ン ジ ン 又 は モ ー タ	ガソリンエンジン整備		33		203	
			ジーゼルエンジン整備		33			
			E V ・ H V 整 備		13			
		シ ャ シ	シ ャ シ 整 備		45			
			二 輪 整 備		13			
			電 装 整 備		33			
		故障原因探求			20			
			電 子 制 御 装 置		13			
	自 動 車 検 査	検 査		20		20		
	自動車整備に関する法規	法 規		33		33		
	車 枠 お よ び 車 体 の 構 造	材 料 力 学 構 造 機 能				16	48	
						16		
						16		
		車 枠 お よ び 車 体 の 整 備	整 備 板 金 塗 装 損 傷 診 断				123	264
							32	
							78	
							31	
		小 計		265	315	312	892	
	自動車整備作業	エ ン ジ ン 又 は モ ー タ	(点検・分解・組立・調整・検査)	585	529		1114	
			(点検・分解・組立・調整・検査)					
			(点検・分解・組立・調整・検査)					
		故 障 原 因 探 求						
		電 子 制 御 装 置						
	自動車検査作業				50		50	
	車 枠 お よ び 車 体 の 整 備	点 検 ・ 分 解 ・ 組 立 ・ 調 整 ・ 検 査 板 金 塗 装 損 傷 診 断				810	810	
	小 計		585	579	810	1974		
	合 計 専門科目＋実習		850	894	1122	2866		
	合 計 教養＋専門科目＋実習		895	894	1122	2911		

別表第 4

教 職 員		
職 名	課 程	工 業 専 門 課 程
校 長		1 名
教 頭		1 名
教 員		2 0 名
事 務 職 員		5 名以上
学 校 医		1 名
寮 監 寮 母		2 名
用 務 員		1 名
合 計		3 1 名以上

別表第 5

入 学 金 ・ 授 業 料 等			
学科名 科 目	全学科 (1、2 年生)	車体整備工学科 (3 年生)	一級自動車工学科 (3、4 年生)
入 学 検 定 料	20,000		
入 学 金	100,000		
施 設 費	200,000	200,000	200,000
授 業 料	540,000	540,000	540,000
実 験 実 習 費	200,000	360,000	270,000

施設費、授業料、実験実習費は年額。

学外から車体整備工学科、一級自動車工学科へ編入学する場合には入学検定料 20, 000 円及び入学金 100, 000 円が必要。